

1.

公正証書 作成等経費

上限**43,000円**

対象になる経費

[公正証書により養育費を取り決める場合]

- 公証役場に支払う公証手数料
- 家庭裁判所の調停申立て及び裁判に要する収入印紙代
- 戸籍謄本等の取得費用
- 連絡用の郵便切手代
- 弁護士事務所への相談費用

[弁護士会及び認証ADR事業者が実施する

裁判外紛争解決手続を利用して養育費を取り決める場合]

- 申立者及びその相手方が負担する申込料
- 依頼料に相当する費用
- 1回目の調停期日費用
(申立者又は相手方の要望により弁護士会及び認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費その他実費を除く。)

- 保証会社と養育費保証契約を締結する際に発生する保証料
(※初回のみ)

養育費保障契約とは…

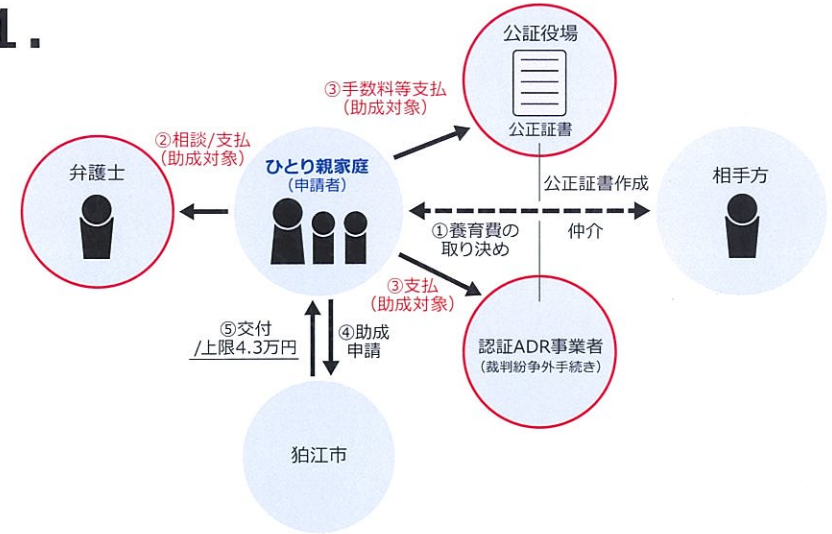
相手方から養育費の支払いが滞ったときに、保障会社が養育費を立て替えてひとり親家庭に支払い、保障会社を立て替えた分の養育費は、保障会社が相手方から取り立てる契約のことです。

申請に必要な書類

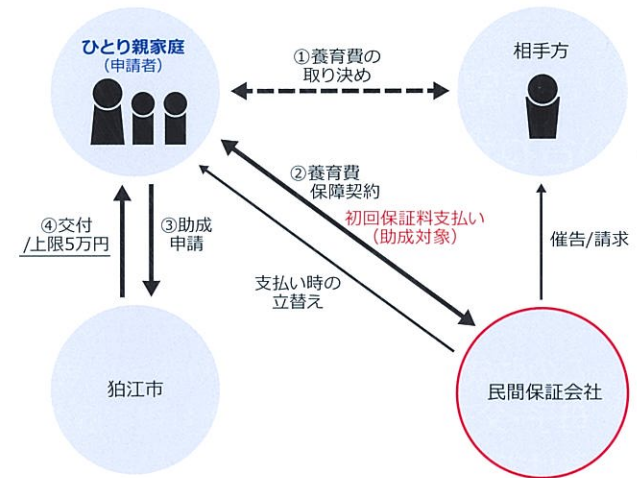
- ◆ 狛江市養育費確保支援事業助成金交付申請書兼請求書(第1号様式)
- ◆ 助成対象経費の領収書等の写し
- ◆ 養育費の取決めに関する判決書、審判書、調停調書、公正証書、協議書、合意書等の書面の写し
- ◆ 弁護士や認証ADR事業者、保証会社と締結した契約書等の写し

※上記のほか、審査上必要となる書類の提出又は提示を求める場合があります。

1.



2.



※注意事項

- 助成金は、1. 2. をそれぞれ1回ずつ申請することができます。
- 助成金の申請は、公正証書等の作成日、裁判外紛争解決手続の利用日、養育費保証契約の締結日から6か月以内に申請してください。